

葛巻町農業委員会  
第15回総会議事録

1 日 時 令和4年9月22日(木) 午後1時30分から午後2時2分

2 会 場 葛巻町役場第4会議室

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第3号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

4 出席委員

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 深 澤 進   | ② 門 場 政 一 | ③ 藤 森 康 隆 |
| ④ 上 家 照 男 | ⑤ 川 崎 美由起 | ⑥ 久 保 淳   |
| ⑦ 落 宰 勝   | ⑧ 星 野 順 子 | ⑨ 外 平 静 子 |

5 欠席委員

なし

6 議事録署名委員

- ③ 藤 森 康 隆      ④ 上 家 照 男

7 書記(農業委員会事務局)

和 野 美 歌 (事務局長補佐)      吉 田 実 菜 (総務係長)

議 長

**【開 会】**

ただ今から、葛巻町農業委員会第15回総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

なお、6番、久保委員から共済組合の会議からこちらに向かっており遅れるという連絡がありました。

また下道推進委員から欠席の申し出がありました。辰柳推進委員から遅れるという連絡がありました。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

**《日程第1》**

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、3番藤森委員、4番上家委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の和野補佐を吉田係長を指名いたします。

**《日程第2》**

次に、日程第2、会期の決定を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

**《日程第3》**

次に、日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。

事 務 局

**【補佐 挙手】**

申し訳ございません。印刷をしておりませんのでただいま準備いたします。

**《日程第4》**

議 長

次に日程第4、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

**【補佐 挙手】**

和野補佐。

事 務 局

議案書は1ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を2件、受理しましたので、ご報告いたします。

相続登記が完了したことにより取得したものです。

地目、面積等は記載のとおりです。  
なお、受理通知書につきましては、9月21日に送付させていただいております。  
以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。  
現地確認結果を5番、川崎委員にお願いします。

5 番 現地確認結果を報告します。  
この案件は、相続による所有権移転の報告であります。  
1件目は畑3筆、田2筆の合計5筆のうち4筆がデントコーン畑や牧草地として利用されており、1筆が利用されておりませんでした。  
その他届出があった畑3筆、田2筆の計5筆は以前に非農地判断が発出されており、農地ではありませんでした。  
2件目は田3筆、畑1筆全てが野菜畑として利用されておりました。  
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。  
質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

#### 《日程第5》

次に日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題に供します。  
事務局より報告事項の説明を求めます。

#### 【補佐 挙手】

和野補佐。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。  
農地法第18条第6項の規定による通知書を1件受理しましたので、ご報告いたします。  
●●第●地割●●の畑1筆432㎡で、●●県の●●●●一さん所有の畑を、●●地区の●●●●さんが賃貸借していたもので、賃貸人の都合により合意解約するものです。解約成立日は令和4年7月31日となります。  
以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

#### 《日程第6》

次に日程第6、報告第3号、農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理についてを議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

**【補佐 挙手】**

議長 和野補佐。

事務局 議案書は3ページをご覧ください。  
今月は1件の工事進捗状況報告書を受理しましたのでご報告いたします。  
●●●●●●●●が風況観測装置の設置のため、令和元年8月9日に一時転用許可を受けた分の完了報告で、8月29日に報告書が提出されました。  
この件につきまして、9月15日に川崎委員、外平委員とともに、工事の完了、進捗状況を確認しております。  
なお、地区担当の外山推進委員からは特に意見がない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。  
以上でございます。

議長 説明が終わりました。  
以上で説明が終わりました。  
この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、9番外平委員にお願いします。

9番 **【9番 外平委員 挙手】**

現地確認の結果を報告します。  
現地は風況観測施設が撤去されており、農地として利用できる状態でした。  
以上です。

議長 以上で説明が終わりました。  
質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

**《日程第7》**

次に日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを議題に供します。  
提案の説明を求めます。

**【補佐 挙手】**

和野補佐。

事務局 議案書は4ページをご覧ください。  
今月の農地法第3条の許可申請は6件でございます。  
1件目は、●●地区の●●●●さん所有の●●第●地割の田1筆、1,359㎡を、●●●●地区の●●●●さんが使用貸借するものです。  
2件目は、●●●●の●●●●さん所有の●●第●地割及び第●地割の田1筆、畑5筆計12,192㎡を、●●地区の●●●●さんへ有償移転するものです。

3件目は、●●●の●●●さん所有の●●第●地割の畑1筆、8,989㎡を、●●●地区の●●●さんへ有償移転するものです。

4件目は、●●地区の●●●●●さん所有の●●第●地割の畑1筆、1,871㎡を●●地区の●●●●●さんへ無償移転するものです。

5件目は、●●●の●●●さん所有の●●字●●の畑1筆、963㎡を●●地区の●●●さんへ有償移転するものです。

6件目は●●地区の●●●●●さん所有の●●字●●●の畑1筆、956㎡を●●地区の●●●●●さんへ有償移転するものです。

申請地の位置図は、1件目が11から12ページ、2件目が18から19ページ、3件目が24から25ページ、4件目が30から31ページ、5件目が37から38ページ、6件目が44から45ページをご覧ください。

なお、地区担当の酒多推進委員、芳田推進委員、遠藤推進委員、端坂推進委員からは特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、5番川崎委員にお願いします。

#### 【5番 川崎委員 挙手】

川崎委員。

5番 1件目は、●●●●●●の農地で、一部耕作されておりませんでした。雑草等を処理すれば農地として利用できると思われました。

2件目は、田1筆、畑5筆のうち4筆がデントコーン、牧草、葉タバコ畑に利用されており、1筆が傾斜があるため利用されておりませんでした。

3件目は、譲受人が牧草畑として利用しておりました。

4件目は、一部耕作されておりませんでした。雑草を処理すれば農地として利用できると思われました。

5件目は、現在利用されておりませんでした。刈り払い管理が行われており、農地として利用できる状態であると思われました。

6件目は、整地しており、完了後は農地として利用できると思われました。

よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

#### 【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについてを原案のとおり、承認することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

挙手全員です。

よって議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについては原案のとおり、承認することに決定いたしました。

**《日程第9》**

次に日程第8、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

**【補佐 挙手】**

事務局

和野補佐。

議案書は46ページをご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

●●●地区の●●●●●さん所有の、●●第●地割字●●●●の畑1筆555㎡を、●●である●●●●さんが住宅建築と駐車場を目的として貸借期間30年の転用となります。

位置図は50ページ、配置図は51ページをご覧ください。

現在居住している自宅に近く、酪農業を営んでいるため作業場である牛舎に近いことから、総合的に判断し、他の農地への代替性はないものと判断いたしました。

また、47ページの調査書に記載のとおり、すべての項目を満たしており許可相当と思われる。

なお、地区担当の柳岡推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、9番外平委員にお願いします。

議長

**【9番 外平委員 挙手】**

外平委員。

9番

現地調査結果を報告します。

申請のあった土地は既存住宅に隣接する土地で、隣のデントコーン畑との間に2メートルほどの段差があり、連担が困難なため、農地として利用されていない状況でありました。

転用面積も必要最小限であり、最も適している場所であると思われました。

よって、申請のあった件については、調査書に記載のとおり、特に問題はないものと判断いたしました。

以上です。

議長

以上で説明が終わりました。

質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについてを原案のとおり、承認することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

挙手全員です。

よって議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては原案のとおり、許可相当として県知事に意見を提出いたします。

**《日程第9》**

次に日程第9、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

**【補佐 挙手】**

事務局

議案書は54ページをご覧ください。●●●●●●の●●●●さんが太陽光発電設備設置のため、令和2年6月12日に永久転用許可を受け、その後、令和3年7月及び10月に事業計画変更をしたものですが、今回3度目の事業計画変更申請の提出があったものです。

56ページをご覧ください。

計画変更申請書に記載のとおり、当初は工期を令和2年7月から令和2年10月として設定しておりましたが、請負業者が資材の誤発注をしたため再度発注を行いました。当該製品が製造中止となり、やむを得ず代替品で設置する変更をしました。

しかし、その後代替品として設置する予定の太陽光パネルも製造中止となり、それと同時に設置している架台もそのままでは使用できなくなって未完成の状態で見えています。

その後、施工業者と協議を重ねすでに設定している架台を一部改変し、活かす方法で新しい太陽光パネルの設定が可能となり、再度計画変更し、令和4年12月31日まで完了予定を延長をしたいというものです。

55ページをご覧ください。

それぞれ、意見書に記載のとおり、工期を延長することで、従来の目的が達成されると見込まれることから、事業計画の変更申請については、やむを得ないものと思われれます。

なお、地区担当の柳岡推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

以上でございます。

以上で説明が終わりました。

この事案は、現地確認が行われております。現地確認結果の報告を、5番川崎委員にお願いします。

5番

**【5番 川崎委員 挙手】**



川崎委員。

現地調査結果を報告します。

令和2年6月に太陽光発電設備設置のため、永久転用許可を受けたものですが、未だ太陽光パネルが設置されていない状態で、架台のみの状態となっております。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。  
質疑等ありましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

挙手全員です。

よって議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について原案のとおり、許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第10》

次に日程第10、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

【補佐 挙手】

和野補佐。

事務局 議案書は59ページをご覧ください。

所有権移転について、ご説明いたします。

1件目は、●●●●●●の所有する●●第●地割の畑2筆、合計5,791㎡を●●●●地区の●●●●●へ売買するものです。

この案件につきましては、7月の総会で決定いただいた案件でございましたが、期限までに支払いがなされなかったため契約が成立せず、今回再度お願いするものでございます。

2件目は、●●●●●●の所有する●●第●地割の畑1筆、5,986㎡を●●●●地区の●●●●●さんへ売買するものです。

利用目的、売買価格につきましては、お目通しいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

挙手全員です。

よって議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

《日程第11》

次に日程第11、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。

この案件は、座席番号●番の●●●●推進委員が使用貸借の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定を準用し、退席をお願いいたします。

【●番 ●●推進委員 退席】

事務局より提案の説明を求めます。

【補佐 挙手】

和野補佐。

議案書は60ページをご覧ください。

利用権貸借分について、ご説明いたします。

●●●の●●●●さん所有の田1筆、合計800㎡を●●地区の●●●●さんが使用貸借するものです。

再設定の案件となります。

利用目的や期間につきましては、お目通しいただきたいと思います。

以上でございます。

事務局

議長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

挙手全員です。

よって議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

●●推進委員は入室してください。

**【●番 ●●●●推進委員 入室】**

**《日程第12》**

次に日程第12、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。

事務局より提案の説明を求めます。

**【補佐 挙手】**

事務局

和野補佐。

議案書は61ページをご覧ください。

利用権貸借分について、ご説明いたします。

●●●の●●●●さん所有の田2筆、畑1筆、計3筆2,712㎡を●●地区の●●●●●●さんが賃貸借するものです。

再設定の案件となります。

利用目的や期間、賃借料につきましては、お目通しいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

ないようですので、採決に移りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

挙手全員です。

よって議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

次に、会務報告について事務局の説明を求めます。

【補佐 拳手】

申し訳ございません。印刷をしておりませんのでただいま準備いたします。

月 日	内容	出席者
8月26日(金)～ 9月7日(水)	農地パトロール (町内：6班)	委員9名 推進委員11名 農政係2名 事務局2名
8月30日(火)	第2回盛岡地方農業委員会協議会総会及び研修会 (滝沢市：ビックルーフ)	深澤会長 門場代理 和野補佐
9月2日(金)	9月定例会議 (役場議場)	深澤会長 服部事務局長
9月5日(月)	9月定例会議 (役場議場)	深澤会長 服部事務局長
9月6日(火)	9月定例会議 (役場議場)	服部事務局長
9月9日(金)	9月定例会議・情報交換会 (役場議場)	深澤会長 服部事務局長
9月15日(木)	現地確認 (町内)	川崎委員 外平委員 吉田係長
	第78回常設審議委員会 (WEB)	和野補佐
9月16日(金)	農業経営基盤強化促進法等の一部改正に係る説明会 (盛岡市：エスポワールいわて)	和野補佐

---

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

ないようですので、以上で会務報告を終わります。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第15回総会を閉会いたします。